

仮設安全点検に関する損害保険のご案内

本保険は仮設安全監理者に関わる下記3つのリスクをカバーしています。

点検中

1 点検中の仮設安全監理者が事故で亡くなったり後遺障害を負った場合

点検業務従事中に身体に傷害を被り、それを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害を負った場合に保険金をお支払いします。
保険金額：死亡・後遺障害500万円

事故例：点検中に仮設安全監理者が足場から転落し、死亡した。

2 点検中に第三者に対して賠償責任が発生した場合

点検業務の遂行に起因して生じた対人・対物事故について、仮設安全点検を請け負った事業者が負う法律上の賠償責任を担保します。
てん補限度額：1名1億円／1事故5億円（免責1万円）

事故例：点検中に下記のケースで賠償責任が発生した。

- ◇ 誤って窓ガラスを割ってしまった。
- ◇ 点検器具を落とし、現場にいた第三者にケガを負わせた。

さらに

点検後

3 点検後に第三者に対して賠償責任が発生した場合

仮設安全点検の結果に起因して生じた対人・対物事故について、仮設安全点検を行った事業者が負う法律上の賠償責任を担保します。
てん補限度額：1名1億円／1事故5億円（免責1万円）

事故例：点検終了後の現場で転落事故が発生し、危険箇所を見落としていたとして点検を請け負った事業者に損害賠償責任が発生した。



注意：本保険は仮設安全監理者による点検業務のみを補償対象としております。上記①は他保険とは別枠で支払われますが、②③は同種の他保険にご加入の場合、保険金支払いが按分されます。また、保険金をお支払いできない場合がありますが、その主な内容については裏面をご覧ください。（本チラシは保険の概略につき、最終的な判断は保険約款に従います。）

事故が起きたら

遅滞なく「事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、（対人・対物事故の場合は）受けた損害賠償請求の内容」を下記取扱代理店までご連絡願います。

取扱代理店： 有限会社マツオホケンサービス

TEL 03-5642-7511 FAX 03-5642-7512

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社

保険金をお支払いできない主な場合

①	②	③
点検中の仮設安全監理者が 事故で亡くなったりした場合	点検中に第三者に対して 賠償責任が発生した場合	点検後に第三者に対して 賠償責任が発生した場合
<p>1.保険契約者や被保険者、保険金受取人の故意によるケガ</p> <p>2.けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</p> <p>3.無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</p> <p>4.脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ</p> <p>5.妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ</p> <p>6.地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</p> <p>7.戦争、内乱、暴動などによるケガ</p> <p>8.核燃料物質の有害な特性などによるケガ</p> <p>9.むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;">(②・③共通)</p> <p>1.保険契約者や被保険者の故意</p> <p>2.戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</p> <p>3.地震、噴火、津波等の天災</p> <p>4.被保険者の他人との間の損害賠償に関する特別の約定により加重された賠償責任</p> <p>5.被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に対する賠償責任</p> <p>6.被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>7.排水または廃棄（煙を含む）に起因する賠償責任</p> <p>8.被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、その財物に対し正当な権利（所有権等）を有する者に対し負担する賠償責任</p>	<p>9.被保険者またはその使用人等が行う次の仕事に起因する賠償責任</p> <p>a.医療行為や医師・歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為</p> <p>b.薬品の調剤・投与、薬品の販売・供給</p> <p>c.はり・きゅう・あんまマッサージ指圧、柔道整復</p> <p>d.法令により無資格者が行うことを禁じられた専門的職業行為（弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士）</p> <p>10.地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴う土地の沈下、隆起、振動、軟弱化等による土地や建築物の損壊および地下水の増減（近隣の井戸水が涸れた等）に起因する損害</p> <p>11.施設の屋根、窓、扉等から入った雨・雪等により財物に与えた損害</p> <p>12.航空機または自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任</p> <p>13.じんあい（ちり・ほこり）または騒音に起因する賠償責任</p> <p>14.飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散・拡散に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

お問い合わせ先 : **取扱代理店 有限会社マツオホケンサービス**

TEL 03-5642-7511 FAX 03-5642-7512